

官業民営化等WGヒアリング調査票（給付、徴収業務）

（所管省庁名：厚生労働省）

1.名称	介護保険業務
2.根拠法令	介護保険法第4章第3節～第5節、第7章、第10章、地方自治法
3.実施主体	市町村、国民健康保険団体連合会
4.従事者数	別紙資料P7参照
5.予算額	国庫負担総額 1兆7921億円（平成16年度）
6.事業の内容	主な市町村事務 (1)被保険者の資格管理に関わる事務、(2)要介護認定・要支援認定に関わる事務、(3)保険給付に関わる事務、(4)保険福祉事業に関わる事務、(5)市町村介護保険事業計画の策定に関わる事務、(6)保険料の徴収に関わる事務、(7)条例・規則等に関わる事務、(8)会計等に関わる事務、(9)介護保険制度関連の他制度に関わる事務、(10)その他
7.民間移管の 具体的内容	別紙資料参照
8.更なる民間開放 についての見解	別紙資料P6他参照

介護保険分野における 民間参画の状況について

介護保険給付についての 民間参画の状況について

- 保険給付を行う指定事業者として、株式会社等の営利法人を含め、NPO等の多様な主体の参入を認めるなど、介護保険制度は規制緩和の潮流の中で制度が創設されており、社会保険分野として画期的な制度である。

【居宅介護サービス事業者の内訳】

法人種別	平成16年4月現在指定件数
社会福祉法人	23,336件(7.0%)
医療法人	55,887件(16.9%)
民法法人(社団・財団)	3,188件(0.9%)
営利法人	40,664件(12.3%)
非営利法人(NPO)	2,058件(0.6%)
地方公共団体	5,955件(1.8%)
個人等	70,114件(21.2%)
介護保険制度創設前からの事業者等	129,357件(39.1%)
合計	330,559件(100.0%)

民間事業者の参入によりサービスの量は確保された反面、基準違反、指定取消の件数は増加している。

【指定取消を受けた事業者数】

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	合計
営利法人	3 事業者	9 事業者	3 0 事業者	4 7 事業者	8 9 事業者
特定非営利法人	—	3 事業者	3 事業者	7 事業者	1 3 事業者
医療法人	3 事業者	3 事業者	4 事業者	7 事業者	1 7 事業者
社会福祉法人	—	4 事業者	5 事業者	7 事業者	1 6 事業者
その他	1 事業者	1 事業者	2 事業者	4 事業者	8 事業者
合計	7 事業者	2 0 事業者	4 4 事業者	7 2 事業者	1 4 2 事業者

複数年度で取消を受けている事業者がいるため、合計において一致しない。

介護費用の審査・支払について

- 介護費用の事業者への支払いは給付内容の審査と一体で行われており、当該給付が法に適合しているか否かの判断も同時に行っている。
- 保険給付の審査・支払については、市町村が所在都道府県の国民健康保険団体連合会に委託を行うことができることとなっている。国保連合会には審査委員会が設けられており、審査のため、必要な場合は事業者に出頭を求める権限が与えられている。
- 事業者は、自己の所在地の都道府県の国保連合会に請求すればよい仕組み。国保連合会は全国2,800の保険者に請求を行い、全国で相互決裁を行うため、これを委託によって行う場合には全国一系統の機関が求められる。
- また、新規に委託を行うにあたっては、守秘義務について徹底させることはもちろん、個人情報保護等の観点からも注意を要する。

介護保険業務に関わる事務・事業の アウトソーシングについて

【委託等により、現に保険者の事務負担軽減がなされている業務】

- 保険給付の審査・支払 = 国保連合会（前述）
- 要介護認定のための訪問調査 = 民間のケアマネ事業所（居宅介護支援事業者等）
- 要介護認定審査会（介護給付を行う対象者であるか否かの要介護度の判定） = 都道府県へ委託可能
- 第1号保険料の徴収 = 全体の82%について、年金支払額から保険料を差し引いて年金保険者が支払い

介護保険料の徴収について

- 保険料の徴収については、65歳以上の者の保険料のうち、金額ベースで約82%が年金からの天引きにより徴収（特別徴収）されているところである。
- 市町村が自ら徴収する残りの約18%の部分（普通徴収）についても、次期法改正において私人委託（コンビニエンスストア等による納付）を可能とする方向で検討。（来年の法改正において対応する旨、内閣官房構造改革特区推進室宛回答済）
- 介護保険料の一部は、地方税である国民健康保険税として徴収されている。

介護保険事務従事者について

- 介護保険事務に関わる者の数 : 135万人
(出典) 介護サービス施設・事業所調査 (平成14年)
- 介護費用総額 : 6兆1300億円 / 平成16年度
- 介護保険業務に従事する市町村及び都道府県職員は、平成14年度で約26,000人とされている。(平成14年度地方公共団体定員管理調査)
- 総務省調べに拠れば、平成15年度の地方団体職員の平均給与月額は約450,000円とされている。
- 個々の地方団体の組織体制や予算科目等については把握していない。

地方団体職員のうち介護保険業務従事者数 : 26,000人 (A)

地方団体職員の平均給与月額 (H15.4.1) : 450,000円 (B)

(A) × (B) = 約120億円 (/ 月)